官

平成十七年三月十日農林水産省告示第四百五十二号(イタリア共和国産タロッコ種のスウィートオレー・植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第四十五の規定に基づき、〇農林水産省告示第百九十号 平成二十六年二月七日 農林水産大臣が定める基準を定める件)の全部を改正し、公布の日から施行する。 農林水産大臣 林

ていることを確認すること。

植物及び地域 種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準 植物防疫法施行規則別表二の付表第四十五のイタリアから発送されるタロッコ種、サンギネロ

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること

されたものであること。 タロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実であって、イタリアで生産

生産地における検査及び証明 ないことを認め、又は信ずる旨記載されているイタリア植物防疫機関が発行した植物検疫証明書 が添付してあるものであること。 イタリア植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着してい

○の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。 チチュウカイミバエに侵されていないものであること。

五の消毒が行われたものであること。

四

は、生果実の各こん包又は東ねたこん包には、イタリア植物防疫機関による封印がなされている 海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶(以下「低温処理船舶」という。)において消毒を行う場合 イタリア内の低温処理施設(以下「低温処理施設」という。)において消毒を行う場合にあって

毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナーにはイタリア植物防疫機関による封印がなされ にあっては、船舶の各船倉にはイタリア植物防疫機関による封印がなされていること。 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー(以下「低温処理コンテナー」という。)において消

六 植物防疫官による確認

より一の消毒のために適切な施設及び設備を有するものとして指定されたものであること。 低温処理施設、低温処理船舶又は低温処理コンテナーは、あらかじめイタリア植物防疫機関に

次により行うものとすること。 ○の植物防疫官による消毒が実施されていることの確認は、イタリア植物防疫機関と共同して、 低温処理施設において消毒が行われる場合にあっては、 当該施設において五の消毒が行われ

いては五の消毒が開始されていることを、輸入港においては当該消毒が終了していることをそ 低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合にあっては、輸出港にお

低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むとき 積込み時の措置

は、当該生果実がチチュウカイミバエに侵されることのないための措置がとられていること。 表示

官

報

ていること。

₩ 低温処理施設、低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて、生果実の中心部が摂氏一・二 度となった後、引き続き十四日間その温度以下で消毒すること。

三の一の検査及び五の消毒が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。

れぞれ確認すること。

コンテナーには、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされている 三の一の検査及び五の消毒が行われた生果実の各こん包、束ねたこん包又はこん包が収納された